

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 津軽森林管理署金木支署庁舎等解体工事
- 2 工 事 場 所 青森県五所川原市金木町芦野 2 0 0 - 4 9 8
- 3 工 期 契約締結日の翌日から
令和 9 年 3 月 1 0 日まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金額 円
- 7 調 停 人
- 8 前 金 払 請負代金額の 10 分の 以内
- 9 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕 建設工事紛争審査会

1 0 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは (○印)、削除されるものは (×印) である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第 4 条第 1 項第 1 号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第 4 条第 1 項第 2 号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第 4 条第 1 項第 3 号
	公共工事履行保証証券による保証	第 4 条第 1 項第 4 号
	履行保証保険契約の締結	第 4 条第 1 項第 5 号
	〔 〕 主任技術者	第 10 条第 1 項第 2 号
	〔 〕 監理技術者	
	支給材料及び貸与品	第 15 条
	前金払	第 35 条第 1 項
	中間前金払	第 35 条第 5 項
	部分払 回以内	第 38 条
	部分払の対象となる工場製品	第 38 条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第 40 条

[注] 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙 1 を添付する。

1 1 建設発生土の搬出先等

[注] この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、仕様書又は現場説明書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。仕様書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、現場説明書に定めた場合には「建設発生土の搬出先については現場説明書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号) の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければな

らず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

1 2 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり（注）

（注）工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合に限る。

1 3 住宅建設瑕疵担保責任保険

[注] 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第2条第5項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (住所) 秋田県秋田市中通5丁目9番16号
支出負担行為担当官
(氏名) 東北森林管理局長 箕輪 富男 印

受注者 (住所)
(氏名) 印

[注] 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称及び共同企業体の代表者並びにその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(「国庫債務負担行為に係る契約の特則」を選択した場合に添付する。)

別紙 1

国庫債務負担行為に係る契約の特則

適用削除 の区分	選 択 事 項		選 択 条 項
	各会計年度における請負代金の支払限度額	年度 円	第 40 条第 1 項
		年度 円	
		年度 円	
	支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額	年度 円	第 40 条第 2 項
		年度 円	
		年度 円	
	前金払		第 41 条
	翌会計年度の前払金相当額	円	第 41 条第 3 項
	部分払		第 42 条
	前払金の支払を受けている場合の部分払額の決定	(a)	第 42 条第 2 項
		(b)	
	各会計年度において部分払を請求できる回数	年度 回	第 42 条第 3 項
		年度 回	
		年度 回	

